

平成 23 年度 第 3 回 文化財保護委員会会議録

■日時：平成 24 年 2 月 22 日（水）午後 7 時から午後 8 時 45 分

■場所：郷土資料館会議室兼資料取扱室

出席者：島村圭一委員長、新井浩文委員、長谷川清一委員、岩上孔昭委員、中村豊委員
青木秀雄館長、河井伸一主査、横内美穂主任

会議次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - (1)文化財の指定について
 - (2)その他

会議概要

○文化財の指定候補について

- ・文化財指定候補について意見交換し、7 件 12 点の円空仏の指定について定例教育委員会に建議することとした。

会議録

あいさつ（島村委員長）

議事

島村委員長 それでは、懸案となっていました円空仏の指定に関する議題ということで、事務局に 7 件の調書を作って頂きました。それでは事務局説明お願いいたします。

青木館長 調書の方は基本的に法量とか形状については埼玉県立歴史と民俗の博物館の特別展円空展展示図録から引用等させてもらいました。また、真蔵院の円空仏については、調査頂きました林宏一先生の報告書を参考にさせていただきました。これらは、備考の方に参考文献として書かせて頂きました。円空仏の指定理由については各円空仏とも同じにさせていただきましたが、更に一部の像には、若干説明内容を付け加えさせていただきました。

それではまず、宝生院の円空仏ですが、宝生院本堂に伝来したという事です。保存状態は若干磨耗等が見られます。役行者像というのは非常に珍しいそうです。次に真蔵院の円空仏についてですが、保存状態は一部に切断されているところが見られる状況ですが、全体的に見れば良好と言えます。町内で最も大きいものです。次は西方院の円空仏です。菩薩形坐像が 2 軀あります。

いずれも西方院の檀家から寄進されたものと伝えられています。こちらは日下部家に伝わる円空仏で4軀あります。恵比須天立像が2軀、大黒天立像、護法神像です。いずれも日下部家、元の本覚院に伝わったものです。いずれも小さいものです。本覚院は宇宮神社の別当寺で修験の寺です。次は和戸の鈴木家に伝わったものです。阿弥陀如来坐像と菩薩形坐像です。いずれも後世に彩色されています。その内の1体は背面に明瞭な墨書が認められる町内唯一のもので、続いて、和戸の菊地家に伝来したもので菩薩形立像です。保存状態ですが火を被ったと思われ、表面が爛れています。続いて和戸の谷澤家に伝わる菩薩形立像です。法量等は記載の通りです。雑駁ですが説明させていただきました。

- 島村委員長 ありがとうございます。それでは、質問を受け付けたいと思います。
- 岩上委員 円空仏ですが、和戸に限って言いますと久喜へ行く道筋上にあるように感じるのですが、何か謂れや伝承は残ってないのでしょうか。
- 横内主任 なんとも言えないですけど、日光御成道関係と久喜へ行く旧道のところで本覚院があるのですが、修験がらみかなと思っています。伝承はありません。現況で修験と関係があるのかなと思っています。
- 中村豊委員 ちなみに久喜には円空仏は多いのですか。
- 青木館長 久喜にはないと思います。狭義の久喜にはですね。
- 新井委員 ないと思います。
- 島村委員長 久喜道を通して久喜に行ったのではなく、日光御成道を通っていたということになりますね。
- 横内主任 御成道を通っていた時に宿泊場所として本覚院に行き、そこで、村人たちに与えたということが推定できます。
- 新井委員 古文書を持っている家はありませんか。たしか鈴木家は持っていましたよね。
- 横内主任 家を建て替えている家が多いですから。鈴木家は県立文書館にある古文書以外は一部近代のものがありますが、それ以外はありません。
- 新井委員 鈴木家は修験関係ですよね。古文書にも修験関係のものがあつたと思いますが、そうすると、指定理由のところ修験との係わりについて記載した方がよいのではないのでしょうか。
- 島村委員長 それでは、継続的に調査をして頂いた上で必要なら記載していただきたいと思います。
- 長谷川委員 指定となると、今回の展示のような公開が前提になるとと思いますが、今後、公開に向けてどのように考えているのか、また、公開の予定はあるのか、お聞きします。
- 青木館長 中々、公開というのは難しい問題で、もしそのようなことになったら、郷土資料館が対応するといったことになると思います。

- 横内主任 正直、今回同意を頂いた家の中には、あまり公開に消極的な家もありましたし、それとは反対に、この機会に郷土資料館へ預けたいという家もありました。個別の対応が必要だと思いますし、所有者の意向をくんで公開等を考えていきたいと思います。
- 島村委員長 文化財の指定をして、所有者が名前を公開しないで欲しいということは出来るのですか。
- 青木館長 展示の場合は個人蔵といった形で個人名を伏せることは出来ますが、法令的な問題、例えば、告示とかは当然ながら公開しなければいけません。
- 河井主査 実際、宝生院の円空仏と日下部家の円空仏は資料館で展示していますので公開していますし、日下部家の4体の円空仏は1年ごとにローテーションをして展示していく予定だったと聞いています。このように、一部のお宅や寺院については問題ないかと思います。なお、資料館の展示では個人名を出しています。
- 島村委員長 県立博物館の展示では個人名は非公開でしたが、埼玉県と小さな宮代町とで同じ対応にする必要はないと思います。この町にあった対応があると思いますので、所有者の意向に沿った上での対応お願いいたします。その他、何かありますか。ないようですので、次の議題に入りたいと思います。指定文化財の名称の表記方法についてですが、事務局説明お願いいたします。
- 河井主査 表記についてですけど、前回の文化財保護委員会では、寺の名前や個人名を入れないということが決定していました。また、円空仏単体ではなく、円空仏の所有者単位で指定するということがあったかと思います。この2つの内容を踏まえ作成したのがこれです。内容を説明すると1番は単純に円空仏とか円空仏群とするものですね。2番目は円空仏や円空仏群に仏像の内容を加えたもの。例えば、単体の場合は「円空仏（阿弥陀如来坐像）」、複数の場合は「円空仏群（阿弥陀如来坐像、如来形立像）」。3番目は2番とほぼ同じなのですが、複数体ある時に、円空仏群とはせず、円空仏とするもの。なんでこのようなことを考えたかというところ、2つで群といえるかなというところが引っかかりましたので、群という10個はあるような感じがしましたので。続いて4番目は、実はさいたま市が行っている表記方法です。単体だと円空作阿弥陀如来坐像、複数だと円空作阿弥陀如来坐像他一躰としています。一応この4つの方法に絞り説明させていただいた次第です。
- 島村委員長 所有者単位で指定するというのは、決まっていたことではないと思いますが、方向性としてはそうであったかと思います。まずは、所蔵者ごとに指定するということは、ここで決定してよろしいですか。
- 一 同 了承。
- 島村委員長 それでは、7件の指定ということで宜しくお願いいたします。次に表記につ

いてですが、何か「円空仏」という言葉が指定の名称に入っているのに慣れている気がします。

河井主査 新井さんはどう思われますか。

新井委員 私は実は3番が良いと思うのですけど。その場合、同じ名称がかぶりますよね。それでよいのかという所が引っかかります。多分4番については複数で他何体としているものは、たくさん個数があるからだと思います。これぐらいの数なので仏像の名称を全部入れたいと思います。

長谷川委員 一般の人から見たとき、同じ名前が2つ続くと間違えたのかなと思われる可能性があります。

新井委員 かぶらせたのを省略すると、点数が少ないと錯覚させたりもしますし。

長谷川委員 例えば省略した場合、日下部家の場合、恵比須天立像が2点なのか大黒天立像が2点なのかわかりません。個数を名称に入れば分かります。

島村委員長 そうなりますと、日下部家の場合、円空仏（恵比須天立像二軀、大黒天立像、護法神像）と言う事になります。

新井委員 何で名称を入れて個体数も入れたら良いかと言いますと、その地域の特徴が分かるからです。

河井主査 名称に個体数を入れる例はありますか。

新井委員 ないことはありません。

島村委員長 それでは、このような表記の方法で教育委員会に建議したいと思います。事務手続きお願いいたします。

青木館長 それでは、文化財保護委員長名で3月の定例教育委員会に建議したいと思いますので宜しくお願いいたします。

島村委員長 これで、円空仏の指定という長年の懸案事項終わりよかったですと思います。県立博物館の展示があったのが良い機会でしたね。

新井委員 ちなみに、新指定文化財として記者発表とかをする予定はありますか。

青木館長 全く考えてはいません。

新井委員 話題性があるので、報道発表した方が良いでしょう。

島村委員長 私も報道発表しても良いと思いますが、町当局の意向もあるでしょうから、検討して頂ければと思います。その他、何かありますか。それでは、議事が終わりましたので、事務局にお返しします。

青木館長 それでは、以上をもちまして、平成23年度第3回文化財保護委員会を終了させていただきます。